四　貸金業務取扱主任者に変更があつた場合　別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第十三号に該当しないことを誓約する書面並びに新たに貸金業務取扱主任者となつた者に係る第四条第四項第十三号並びに第二号イ(2)から(4)まで及び(6)に掲げる書類

［五～八　略］

（指定信用情報機関の役員の兼職の認可の申請等）

第三十条の三　［略］

2　［略］

3　第一項の規定による指定信用情報機関に対する認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもつて行うことができる。

（貸金業者に対する意見聴取等）

第三十条の十八　［略］

［2・3　略］

4　業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもつて行うことができる。

別紙様式第３号（第４条第４項第７号関係）　［略］

別紙様式第４号の２（第４条第４項第15号関係）　［略］

別紙様式第４号の２の２（第４条第４項第16号関係）　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（保険業法施行規則の一部改正）

第二条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分と対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等） **第五十九条の二**　法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 ［一～四　略］ 五　保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項（ハ及びホ(8)に掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。） ［イ～リ　略］ 六　［略］ 2　［略］ （事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出） **第八十三条**　法第百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　生命保険会社の次に掲げる保険契約に係る法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項 イ　［略］	（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等） **第五十九条の二**　［同上］ ［一～四　同上］ 五　保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項（ハ及びく(8)に掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。） ［イ～リ　同上］ 六　［同上］ 2　［同上］ （事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出） **第八十三条**　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］